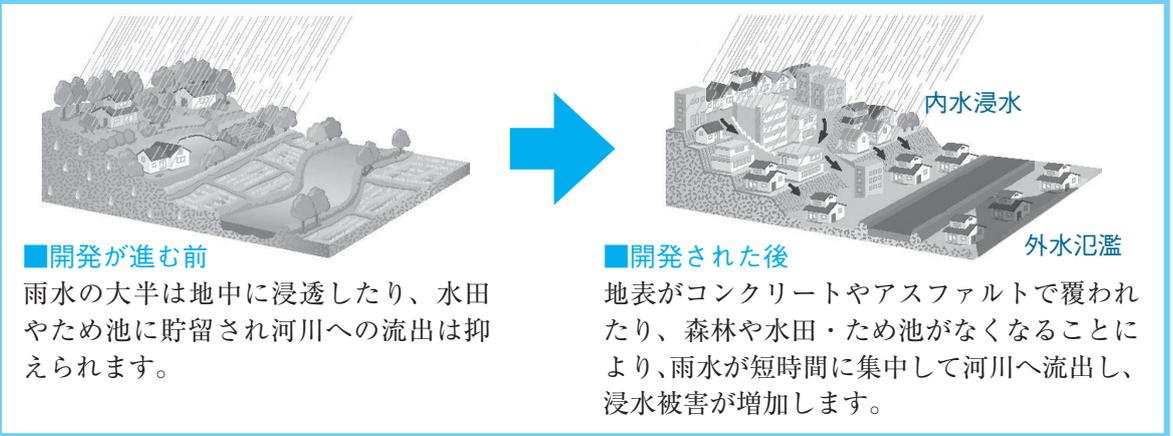




進む開発と高まる浸水被害の危険性
山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。
しかし、今日では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。
このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

「流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する」
大雨から守ろう大切なまち
5月15日(火)～21日(月)は総合治水週間です



■開発が進む前

雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

■開発された後

地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っています。ただ、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から愛知県や近隣市町と共に「総合治水対策」を行っています。

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組み

境川・逢妻川・猿渡川の流域では、「総合治水対策」を進めてきました。平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力で推し進めることが必要となりました。また、近年の開発の動向などを考慮し、平成24年4月1日から境川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取組みを行うこととしました。

□雨水浸透阻害行為の許可等

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発(雨水



浸透阻害行為は土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為)は知事等の許可が必要となり、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

□流域水害対策計画の策定

愛知県と対象市町、河川と下水道が共同して総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。なお、流域水害対策計画は平成26年3月に策定しました。

□保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備された既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

□都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される都市浸水想定区域を平成26年8月に指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図っていきます。

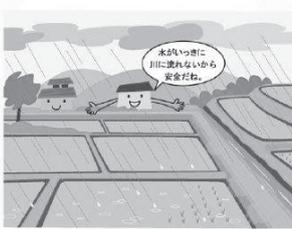


▼問合せ

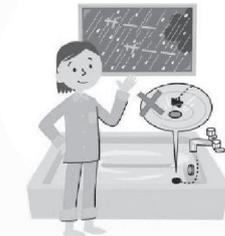
「雨水浸透阻害行為許可に関する」と「知立建設事務所 河川整備課 (☎82)6489)」「その他に関する」と「県建設部河川課 (☎052(954)6555)・市役所土木課 河川工務係 (☎(95)0163)」

□家庭でもできる取組み
市では洪水や浸水の防止を図ることを目的に家庭でもできる取組みを推奨しています。降った雨を屋根の樋から集め雨水貯留タンクに貯めたり、駐車場などの舗装を透水性にするなどして川に短時間で雨水が流れないように対策を行う人に対して補助金を交付する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。



風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



▼問合せ 土木課 河川工務係 (☎0163)

□総合治水ホームページ
総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sougo-chisuji.jp>

□洪水ハザードマップをご活用ください
洪水ハザードマップには、過去の豪雨によって浸水被害が確認された区域や浸水が予想される区域を掲載しています。また避難場所、避難の時に通行が危険と思われる箇所なども記しています。
日常から大雨などの危険時に備えてどこのルートで避難するか、近所に浸水の予想される箇所があるかなど一度現地を見ておくことも大切です。
洪水ハザードマップは土木課窓口で配布しています。また、市ホームページでも閲覧できます。

□ビジュアルボードフェア
雨水被害や対策の様子など総合治水対策を皆さんに理解していただくために写真や図を用いたパネルの展示を行います。
▼とき・ところ
・8月11日(祝)～17日(金)
中央公民館 ロビー
・8月25日(土)～31日(金)
知立建設事務所 玄関ロビー

西三河都市計画下水道事業
知立公共下水道の計画変更
図書の見覧

下水道課 下水工務係
(☎0134)

都市計画法による西三河都市計画下水道事業知立公共下水道の事業計画変更の認可を受けましたので、計画変更図書を縦覧しています。
▼縦覧場所 下水道課(市役所2階)
午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

Jアラートの全国一斉情報
伝達訓練

安心安全課 防災係 (☎0160)

国では、武力攻撃などの発生時に備え、Jアラート(全国瞬時警報システム)による情報が迅速かつ確実に伝達されるよう全国一斉の情報伝達訓練を定期的の実施しています。今年度の実施予定は次のとおりです。
▼実施日時 5月16日(水)、8月29日(水)、11月21日(水)、平成31年2月20日(水) いずれも午前11時頃
▼内容 市内の防災行政(同報)無線と防災ラジオで「これはJアラートのテストです。」という内容の放送が流れます。
※右記日時以外でも、国が伝達訓練を行ったり、訓練内容が変更や中止されることがあります。

救命講習会(5月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	碧南消防署	安城消防署	知立消防署	刈谷消防署
講習会名	上級救命講習	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅲ	実技救命講習
開催日	5月26日(土) 午前9時～午後6時	5月20日(日) 午前9時～正午	5月19日(土) 午前9時～正午	5月27日(日) 午前9時～11時
定員	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み詳細	5月5日(祝)午前9時から募集開始 ☎41-2625救急係へ	5月5日(祝)午前9時から募集開始 ☎75-2494救急係へ	5月5日(祝)午前9時から募集開始 ☎81-4144救急係へ	5月5日(祝)午前9時から募集開始 ☎23-1299救急係へ
対象者	碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市在住、在勤、在学の人でいずれの会場でも受講できます。			
内容	上級救命講習 成人、小児、乳児および新生児の心肺蘇生法、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法などを行います。 普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法などを行います。 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置などを行います。 実技救命講習 インターネット上で応急手当WEB講習もしくは救命入門コースを受講された人が普通救命講習Ⅰにステップアップするコースで、心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法の実技を行います。 救命講習会を団体で受講される人は、最寄りの消防署へお問合せください。			

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>)